

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和2年5月14日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第8号

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年寒川町条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

13 令和2年6月に期末手当を支給する場合における期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した期末手当の額から100分5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。